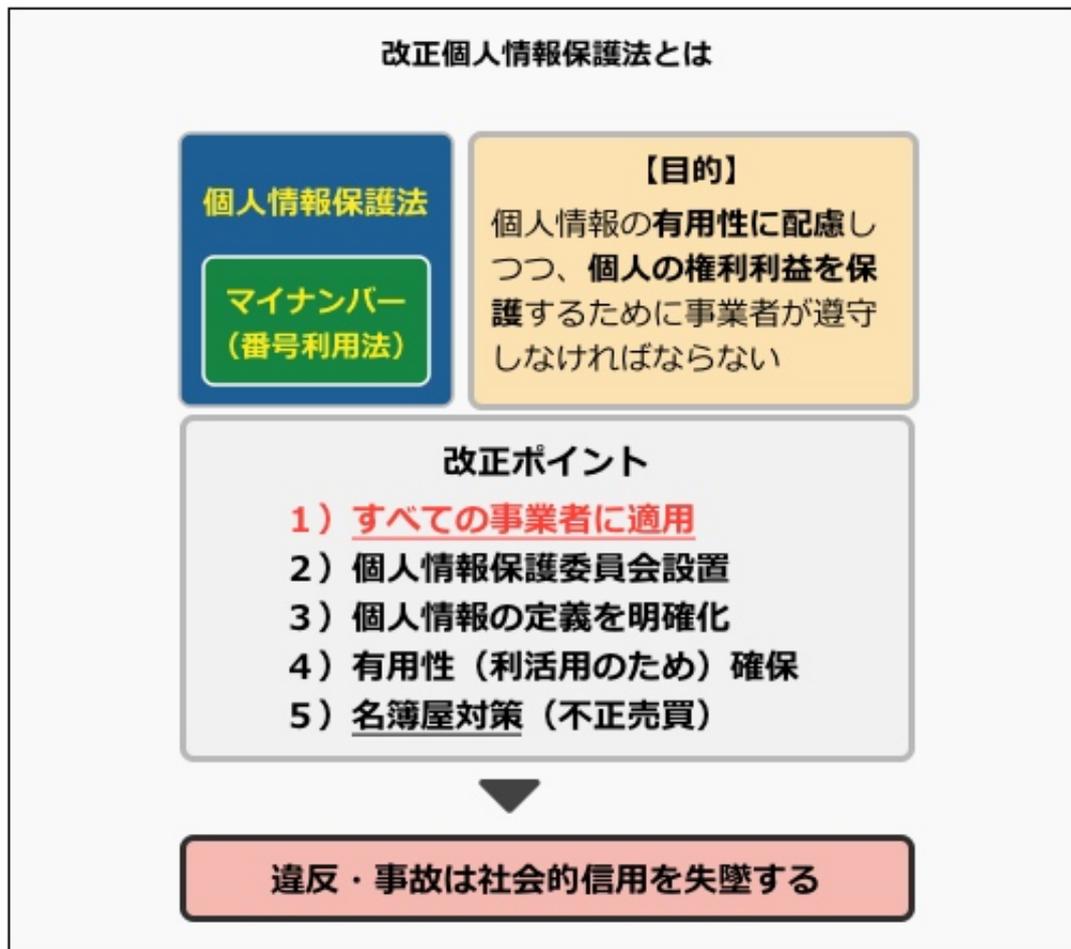


1-1 改正個人情報保護法とは



個人情報保護法は、マイナンバーを含む個人情報を、適切に扱うことによって個人の権利利益を保護しながら、ビジネスに役立てることを目的にしています。

今回の改正では、保護側面では、個人データをビジネスで利用する事業者すべてが、個人情報取扱事業者として法の遵守と安全管理措置が求められますが、組織リソースの観点から小規模事業者向けに配慮された簡便な措置も設定されています。

また、監督する組織として、個人情報保護委員会が設置され、ガイドライン等も一元化されました。そして、近年の大型情報漏えい事故の内部不正の要因ともなっている名簿業者への不正売買対策も強化されました。

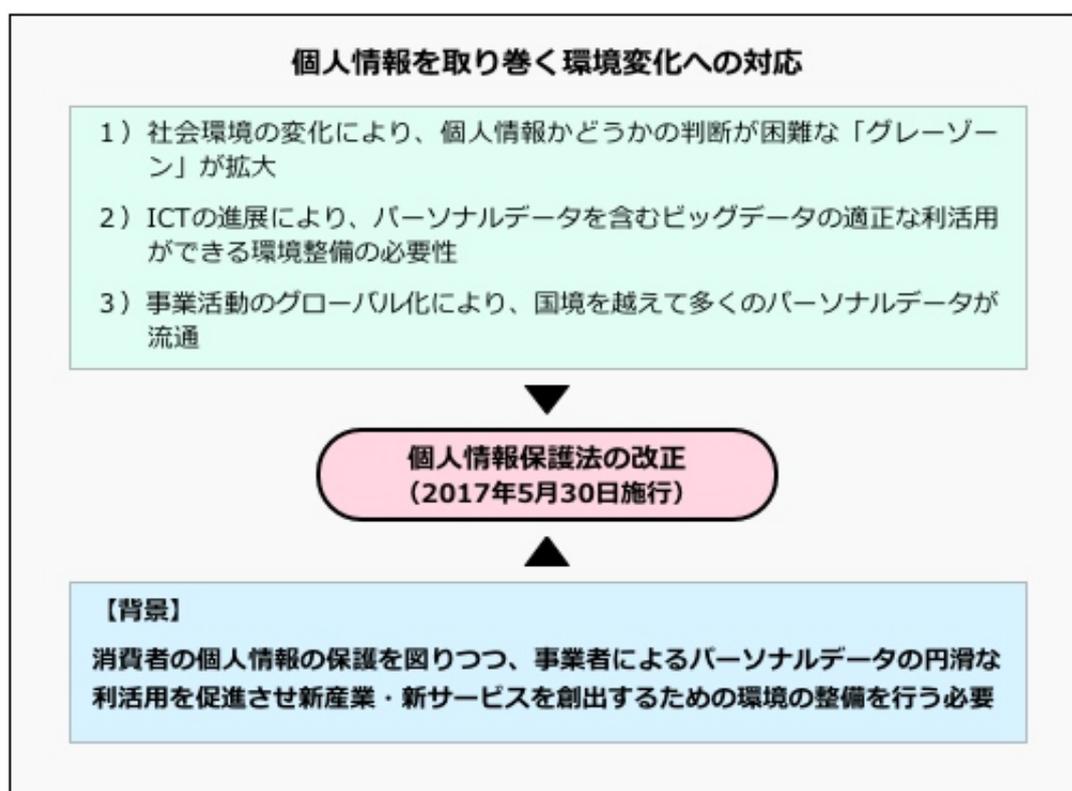
また、利用促進面では個人情報定義の明確化と利用制限の緩和が行われています。

1-2 個人情報保護法改正の背景

一人ひとりが携帯端末（スマートフォン等）を持ち、ネットワーク上にはビジネスからプライベートまで、多くの個人情報やプライバシー情報が存在しています。それらの有効で安全な活用のための対応がますます欠かせないものになってはいますが、従来の個人情報の定義や規定だけでは不十分な部分が多く、法律の改正が望まれていました。

さらに国は、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催時期を目標に、日本がICT立国としてグローバルで優位に活躍できることを目指して各種ICT政策を進めています。

このような時代の要請から、個人情報を含むビッグデータを活用した超スマート社会の実現に向けて、ようやく「個人情報保護法」が改正され、利活用と保護の両面から新しい考え方が導入されることになりました。



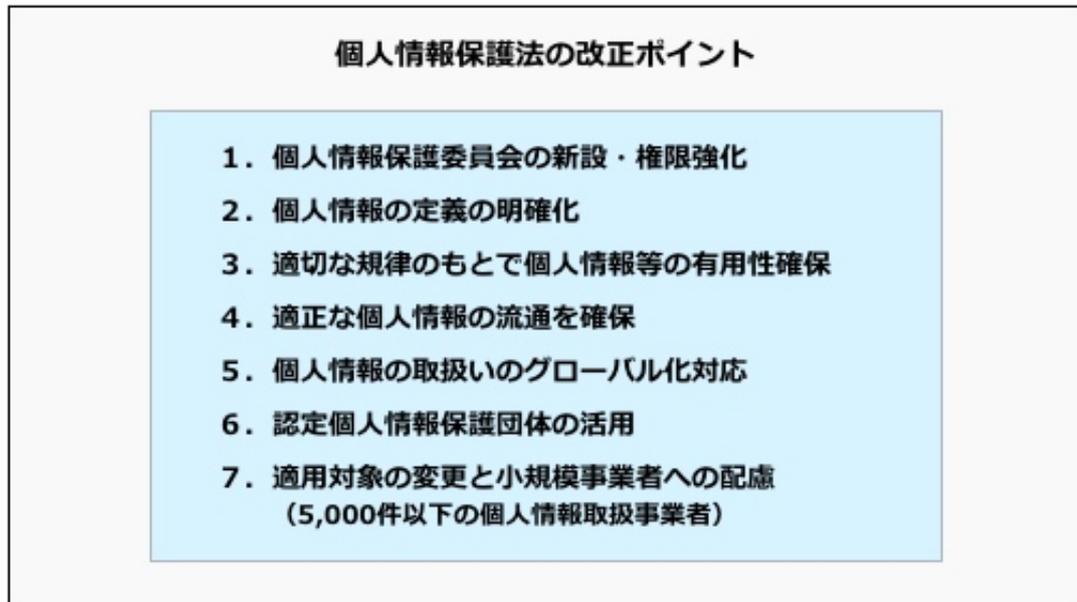
活用側面では、IoT推進コンソーシアム、総務省、経済産業省が、分野・産業の壁を超えてデータに関する取引を活性化させることを目的に、データ流通促進ワーキンググループを設置し、「データ連携」「データ流通プラットフォーム」「カメラ画像利活用」等のテーマで活動しています。

また、「匿名加工情報」の作成や利用についてのマニュアルを公表し、有効利用の促進を図ろうとしています。

そして、保護側面では、個人情報保護委員会の設置による監督強化や個人情報取扱事業者の特例がなくなることで、すべての事業者を対象としました。個人情報のグレーゾーン解消のために要配慮個人情報の新設や、個人識別符号の明確化等で個人情報の保護に関する定義が明確にされました。

さらに新たな利活用モデルとして、個人が自らの意思で個人データを蓄積・管理するPDS（Personal Data Store）や個人の指示やあらかじめ指定した条件に基づいて、データを第三者に提供するための「情報銀行（情報利用信用銀行）」と呼ばれる仕組みも検討されています。

1-3 改正のポイント



◎個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化し、権限が強化され、事業者に検査拒否等の罰則が新設されました。

◎個人情報の定義の明確化

- 利活用のためのグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- 要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

◎個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

◎名簿事業者等への対策

- 個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化
第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存すること。また、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付けました。
- 個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、または盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

◎個人情報取扱事業者特例の廃止

取り扱う個人情報の数が5,000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止し、業務で個人情報を取り扱う事業者全てを対象とした。

◎ **オプトアウト利用の届出を義務化**

オプトアウト規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）

◎ **グローバル化対応**

外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

1-4 個人情報保護法が適用される事業者

大きな改定事項として、いままでは適用対象外であった事業者（取扱個人データ5,000人以下）も義務規定の対象となったことが挙げられます。

業務で個人データを取り扱う事業者全てが対象範囲となったわけですが、リソースの少ない事業者でも対応を可能とするために、小規模事業者（従業員数100名以下）には要求される安全管理措置の軽減措置が設定されています。

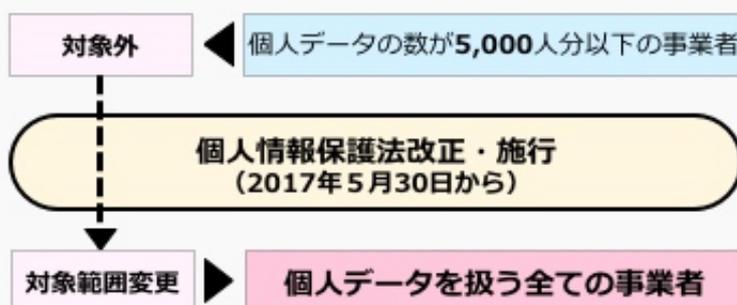
しかし、小規模事業者でも5,000人以上の個人データを取り扱う事業者や、委託で個人データを扱う事業者は除外されるので、注意が必要です。

なお、非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当します。

またNPO法人や自治会・町内会、同窓会のほか、サークルやマンション管理組合なども個人情報取扱事業者に該当します。

【適用範囲の変更と小規模事業者への配慮】

- ・ 個人情報保護法の改正によってこれまで義務規定の適用対象外だった、取り扱う個人データの数が5,000人分以下（過去6ヶ月以内）の事業者も適用対象となり、取扱事業者として個人情報保護法への対応が必須となった



小規模事業者への配慮（従業員数100名以下）

軽減措置 ▶ 求められる「安全管理措置」を軽減

除外事業者 ① 取扱う個人データの数が5,000人分超の事業者
② 委託に基づいて個人データを取り扱う事業者

十分な「安全管理措置」を講じる必要がある

1-5 個人情報保護法が適用除外される事業者

また、従来通り以下の事業者が定められた目的で利用する場合は適用除外されます。しかし目的を逸脱した場合はその限りではありません。

個人情報保護法の適用が除外される事業者

次に掲げる者が、それぞれ定められた目的で、個人情報等を取り扱う場合は、法の**適用除外**とされている。（法第2条第5項）

- **放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関**
 - ▶ 報道の用に供する目的
- **著述を業として行う者**
 - ▶ 著述の用に供する目的
- **大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体に属する者**
 - ▶ 学術研究の用に供する目的
- **宗教団体**
 - ▶ 宗教活動の用に供する目的
- **政治団体**
 - ▶ 政治活動の用に供する目的